



発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5 (砂防会館内)
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664

編集・発行人 大場真弥

印刷所 株式会社白橋印刷所

会員(定価1部100円) その他一般(定価1部150円)
毎月1回15日発行

平成17年度

河川局関係予算(案)の概要 — 抜粋 —



雪の宇奈月ダム (北陸地方整備局提供)

目次

現下の課題・ダム事業を考える……………	富士常葉大学環境防災学部教授 竹林 征三……………	2
平成17年度河川局関係予算(案)の概要……………		5

現下の課題・ダム事業を考える(その1)

— 治山・治水は国家百年の計 —



富士常葉大学環境防災学部 教授
工学博士 竹林 征三
附属 風土工学研究所 所長

1 はじめに

1. 日本を襲う四つの気象異変

— 確率の場が変わってしまった —

ダムは洪水を貯留し、渇水時に補給する。ダムや河川の計画を策定する際には降雨現象の確率計算等が実施される。この数年、河川の計画論にかかわる四つの気象異変が急激に増加してきている。

(1) 降れば「大雨」・降雨のバラツキ大

東京大学の松本淳(気候学)らの研究によれば1900年以降の100年間を対象に豪雨(100年間のデータの中で1日の降水量の多い順に並べたときの百位の数値を基準値とし、基準値以上を記録した場合を豪雨と定義し)の頻度を調べれば、1900年は年間0.9日だったが、99年には1.2日に増加、年毎のバラツキはあるものの80年代頃から増える傾向にあることが明らかにされた。豪雨の際の降水量も100年間で35ミリほど増加し、一方で弱い雨の際の降水量は大幅に減少している。その原因は地球温暖化で大気の流れが変化し、降れば「大雨」、「豪雨」、降らない時は全く降らないというように降雨のバラツキが大きくなってきている。そして、気象庁の予測では、100年後の夏は大雨で全国的に夏の降水量は20%増加するという。

(2) 年降水量の減少

気象庁資料のこの100年間の年降水量を調べると東北・関東・四国・北九州等では200ミリ以上減少、中部・中国・南九州等では100~200ミリ減少、北海道等では0~100ミリ減少と全国的に減少してきている。(1)の降れば「大雨」、「豪雨」と考え合せると、

無降水日は増加傾向にある。

(3) 局地豪雨の激増

全国各地で局地的な短時間の集中豪雨が頻発するようになってきた。気象庁のアメダスの全国1,300箇所のデータによると、1時間50ミリ以上の降水量の観測は平成16年は470回で過去最多である。50ミリの雨とは「滝のように降る」「傘が全く役に立たない」ような雨で各種防災の一つの目途の雨量である。また日降水量200ミリ以上の雨も平成16年は469回で過去最多である。また日降水量400ミリと言う記録も平成16年は30回とこれも過去最多である。いずれの記録も76年の観測が始まって以降、増加傾向がうかがわれる。

(4) 季節区切の大異変

梅雨入り、梅雨明け宣言が明確に出来なくなってきた。平成16年のように洪水期を外れた10月末から11月に記録的な豪雨被害が生じた。洪水期の設定を考え直さなくてはならない。この2~3年間の新聞記事の見出しをたどることにより、季節の区切の異変が生じていることがわかる。

<7月>「10年に一度異常な7月、平均気温11地点で過去最低、日照時間東京わずか48時間」(2003年8月2日)。
<8月>「梅雨明け、東北は特定できぬ可能性、関東甲信、やっときょうにも」(2003年8月2日)。
<9月>「いまさら夏本番、中秋メラメラ、東京電力最高/熱中症も、東京33.2度・大阪35.1度」(2003年9月12日)。
<10月>「10月の降水量が観測史上最多、32地点」(2004年11月)。
<11月>「11月暑かった、86箇所で最高更新、観測地点の半数以上」(2003

年12月2日)。〈12月〉「師走の夏日、関東軒並み25度超、暴風も過去最高東京40.2メートル、北海道は大雪、札幌42センチ」(2004年12月6日)。

以上は日本列島を襲う気象異変であるが、これらの現象は世界的にも起きている。新聞等ニュースでたどって見ると、地球規模で気象異変が着実に進んでいる。

——2003年世界の空がおかしい——

〈異常高温〉アフリカの北部チュニジア6月末最高気温46度(平年は31度)記録。フランス南部も40度を越す。仏、政治問題に、推定死者1万5千人、政府高官辞任。〈異常豪雨〉中国の重慶、1ヶ月降水量377ミリ(平年170ミリ)・スリランカ南部、豪雨で800人以上死者・行方不明者。〈異常少雨〉バイカル湖南部からモンゴル北部、スカンジナビア半島、トルコ(いずれも最近1ヶ月降水量は平年の20~30%)。

四つの気象異変から、洪水の頻度、規模が大きくなり、そして渇水に対する安全度も低下してきている。危惧すべき事態である。気象現象の確率の場が変わってしまった。

2. 食糧自給と水問題

——瑞穂の国の「国家百年の計」の水政策——

ドイツ環境省の発表によると、地球環境はダイナミックに変化してきているという。1日で熱帯雨林が55,000ha消失し、農耕地は20,000ha減少し、炭酸ガスは6,000万トン空中へ放出されている。そして1日で35万6千人が誕生し、14万2千人が死亡して差し引き1日に21万4千人増加し、1年間では7,800万人増加している。7,800万人の増加に対して必要な穀物量は2,130万トンで、それに必要な耕作面積は720万ha、その耕作に必要な水の量は213億トンであるという。利根川の年間総流出量の2倍、琵琶湖の貯水量に匹敵するという。まさに地球環境にとって恐ろしい時代に突入したものだ。

日本の穀物問題と水問題について考えてみたい。日本の穀物自給率は昭和35年から平成9年までの36年間に82%から28%に激減した。一方同じ期間に、フランスは116%から198%に、ドイツは62%から118%にそしてイギリスでは53%から130%に自給率を上げている。日本の輸入先は、トウモロコシは約90%、小麦は50%、大豆は80%とアメリカ一国に偏重している。この実情についてどのように考えるか、「百家争鳴」の議論がある。現在の小泉内閣の経済

政策からは「市場原理を貫くことこそ、日本そして世界の繁栄につながる。世界経済はグローバル化していて、個々のアンバランスを気にしていたのでは世界貿易は成り立たない。」という意見になる。しかし、一方「国防と食糧だけは、他国との協力は当然としても、自らある程度確保するのが独立国家ではないか、大きな国際紛争に巻き込まれたら、大変なことになる。」という意見の人。そして「日本の農業が廃れ、農地や田園が荒廃するのはこれが原因である。どうにかしなければ」という意見の人。21世紀の日本のあり方を考えた場合にどうすればよいのであろうか。穀物1トンを生産するのにおよそ水1,000トンが必要とされている。

20世紀は石油の争奪で紛争が生じた、「石油戦争の世紀」であった。しかし21世紀は、水の争奪で紛争が起こる「水戦争の世紀」になるという。「世界のパンかご」と呼ばれ、全世界のトウモロコシの3割、大豆の4割を生産するアメリカの大穀倉地帯で異変が起きている。ワールド・ウォッチ研究所のセス・ダン研究員は「地球温暖化が原因と見られる異常気象が、近年、大草原を繰り返し襲っている」と言う。ネブラスカでは、過剰な地下水の汲み上げ取水でオガララ水層の水位が10年で30メートルも下がり、あと40年で大草原も乾燥化し砂漠化するであろう」と言われている。世界の穀物取引量の80%がシカゴの先物取引所で扱われている。この数年、トウモロコシや大豆の異常高値等の価格変動はその兆候であるという。21世紀は飢餓の時代に突入したとも言われている。

アメリカの農業学者レスター・ブラウン博士によると、10年以内に異常気象や水不足などによる食糧危機が世界的に発生するという。穀物輸出国はアメリカだけだと言って過言でない。中国でさえ輸出する余裕はない。1988年にクリントンは「緊急宣言」を発令した。トウモロコシの備蓄が20%必要なところ10%を切った。日本は99%アメリカから輸入。一方中国では1960年の9,000万トンからピークの98年の3億9,000万トンまで大增産を果たしてきた。しかし、そこで減産に転じて2003年は3億2,000万トンであった。この減産分の6,000万トンはカナダの年間生産量に相当するという。中国は不足分を大量の在庫を取り崩して補っている。このような対応も2~3年が限度で、その後は大量の穀物を世界市場から輸入せざるを得なくなると予想されている。アメリカは世界最大の穀物輸出国である。中国は13億

の人口を擁する市場であるが対米貿易黒字は1,000億ドルに達しており、十分な購買力を有している。日本はこれから急速に、世界の水戦争の渦中に巻き込まれていく。欧米諸国が食糧自給率100%を確保したようにとはいかないまでも、大幅に落ち込んだ自給率をせめて50%まで回復させようとしても、既に日本の河川の水秩序は農水の転用等が進み、打つ手が無いのではなからうか。「瑞穂の国」日本の国土を潤す水を確保するため、「国家百年の計」の水政策が緊急の課題である。

3. 国家百年の計を弄んではならない

——「脱ダム宣言」行動の背景——

平成15年1月1日付けの毎日新聞に「政治の閉塞感を撃つ」と題して、長野県知事田中康夫氏と自民党で無派閥を貫く渡辺喜美氏、民主党政調会長の枝野幸男氏の3人の新春政治座談会が載せられていた。脱ダム宣言で議会が紛糾し、知事選で再選された田中知事のこれまで日本の政治家にはなかった極めて特出した政治姿勢について、本音が分かるのではないかということで期待をもって読んでみた。以下、関心のあるところを引用する。

田中氏は『私は(作家デビュー以来)22年間・・・ずーと世間に晒されてきた・・・激励・・・嘲笑と・・・その微妙な人々の空気のような、私に対する評価を皮膚で感じてきた。・・・芸人やすポーツ選手が日々移り気なファンの厳しい視線を浴びながら成長するように、こうした「恍惚と不安」の試練は政治家にも必要なんだ。市民が最も鋭いんです。・・・無党派を相手にするには「今週の(人気)ベストテン」どころか「毎秒のベストテン」をやっているようなしんどさです。しかも、風見鶏でなく、自分のプリンシプル(原則、哲学)を持ち続けながら判断し、行動し、責任を取り続けるのは。でも市民の英知を信ぜずして、如何して政治なんぞを請け負えるかってことですね。』と言われている。また、小泉内閣に対して、田中氏は『彼(小泉首相)が瞬間風速的に支持されるのは、その発言がテレビ的だったからです。でも「ワンフレーズ」政治はどんなに人気のあるテレビドラマもそうであるように3ヶ月、せいぜい6ヶ月しかもたない。・・・誰も責任をとらない護送船団の後始末は竹中平蔵というハードランディングの人を選ぶのは当然。・・・経済の専門的知識はリーダーの必須要件ではない。大切なのは、

敏感に時代を捉える嗅覚と適確に方向を示す判断力である。』と言われる。ところで、長野県の脱ダムの2ダムのその後について、地元新聞によると、浅川ダムは脱ダム宣言により中止になった。その後、浅川ダムに代わるダムによらない治水対策案が平成16年9月に県から地元を示された。その内容は名前こそ「河道内遊水地」と言うが、事実上、高さ28～49.5メートルのコンクリートダムであった。ダム以外の手段を検討したがダムを造らざるを得ないということである。一方、下諏訪ダムに代わる治水対策については20年以上先送りする方針転換をしたという。2ダムの地元説明会に田中知事は出席せず、住民から「知事が出席し説明してもらわなくては納得できない。」と、知事の無責任さに不満の声が上がったという。

「巧言令色少なし仁」という。政治には仁をもってすべしというのが論語の古今東西普遍的教えである。小泉首相の「ワンフレーズ」政治はまさに「巧言」政治である。田中氏の「毎秒のベストテン的嗅覚によるマスコミ迎合」政治はまさに「令色」政治である。小泉首相と田中氏の共通点はマスコミに対するパフォーマンス「巧言令色」である。小泉のワンフレーズ巧言には仁は感じられない。田中氏のマスコミ迎合には真は感じられない。これまで、権力者である首相や知事の一言の失言をマスコミは強烈に批判してきた。しかし、小泉首相や田中氏の失言には何故か寛容である。マスコミは公器である。時の権力者がマスコミに迎合し、マスコミは時の権力者を利用してきた。

田中氏の「脱ダム宣言」は、まさに毎秒のベストテン的嗅覚により、敏感に時代を把握し方向性を示した政策のつもりである。脱ダム宣言が瞬間風速的に支持されたのは「ダムは無駄」、「ダムは環境破壊」というマスコミが作る世の風潮にマッチしたからである。しかし、「毎秒のベストテン的嗅覚による人気取り政治は、どんなに人気のあるアイドルもそうであるようにせいぜい数年しかもたない。政治とは責任を取らなければならない。名君と言われた政治家は国家百年の計で治水事業を行なった。「川を治めるものは国を治める」と言われてきたように治水事業は国の根幹となるものである。治水事業は世の風潮といったムード的嗅覚によって決めるべきものではなく、徹底的に国土を知り、川の流れを知り尽くして決めるべきものである。

平成17年度河川局関係予算（案）の概要

平成17年度予算案は、現在召集されている通常国会において審議されております。景気回復が実感できない現状におきましては、年度内成立が望まれるところです。

このうち、国土交通省河川局関係予算（案）の概要につきまして、抜粋してご紹介いたします。

1. 平成17年度河川局関係予算の概要

- 集中豪雨や台風により全国各地で水害、土砂災害及び高潮災害が頻発したことを踏まえ、再度の災害発生の防止や床上浸水の解消等を図る防災施設の整備を強力に推進する。
- 国民の安全・安心を早期に確保するため、災害対策の抜本的な見直し・強化を図ることとし、防災情報等のソフト対策の確立や既存施設の有効活用などを本格的に実施する。
- 地方にとって使い勝手が良く、地方の創意工夫がより活かされるよう国庫補助負担金改革を実施する。

1) 効率的・効果的な安全な地域づくりのための予算の重点化

平成16年12月3日に閣議決定された「平成17年度予算編成の基本方針」に基づき、安全な地域づくり、都市再生等重点的に推進すべき4分野への投資を徹底。予算の81.5%（前年度79.7%）に当たる8,112億円を重点分野に充当。

特に、再度の災害発生の防止や床上浸水の解消等を図る防災施設の整備を強力に推進し、メリハリを効かせ以下の分野に予算を重点化。

- ・地域の水害対応力強化のための床上浸水解消対策 1,327億円（1.07）
- ・短期集中で実施する土砂災害対策 438億円（1.10）

2) ソフト・ハード一体となって減災を図る豪雨災害緊急対策

「総合的な豪雨災害対策についての緊急提言」（平成16年12月2日：豪雨災害対策総合政策委員会）及び「豪雨災害対策緊急アクションプラン」（平成16年12月10日：国土交通省）を踏まえ、減災対策を展開。

- 浸水想定区域図作成調査に対する補助制度の創設
土砂災害警戒区域の指定の推進
ハザードマップ作成調査に対する補助制度の創設
- 中小河川における短時間での洪水予測情報を提供するシステムの整備に対する補助制度の創設
- 水系全体の河川等の整備状況を調査・評価・公表

するための三次元電子地図整備の推進

- 中小河川の堤防の質的強化に対する補助制度の創設
- 豪雨に備えた事前放流による治水機能向上と自然環境回復等、既設ダムの機能を総合的に改善する事業の創設（直轄・補助）等

3) 国庫補助負担金改革

① 総合流域防災事業の創設

流域単位を原則として、大規模な事業や緊急に整備が必要な事業等を除く水害・土砂災害対策の施設整備等（河川改修、砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備、堤防の質的強化対策、雪崩対策等）や、災害関連情報の提供等のソフト対策（情報基盤整備、浸水想定区域図・ハザードマップ調査、砂防基礎調査等）に係わる補助を一括して行う制度を創設。

② 津波危機管理対策緊急事業の創設

東海、東南海・南海地震等に伴う津波から人命を最優先に防護するため、各省連携の下、緊急的な危機管理のための機能の確保及び避難対策に係るハード・ソフトにわたる事業を総合的に推進する制度を創設。

③ その他

- ・河川環境整備事業費補助を統合補助金化。
- ・小規模な補助金であるダム周辺環境整備事業費補助等を廃止。

4) その他

① 事業評価の徹底

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一

層の向上を図るため、事業評価を徹底し、事業を厳選する。平成17年度新規事業採択箇所においても、費用対効果分析を含む総合的な評価を実施。

② コスト構造改革の推進

これまで取り組んできた直接的な工事コストの縮減等に加え、平成15年3月に策定された「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき、事業のスピードアップによる事業便益の早期発現や将来の維持管理費の縮減等、公共事業のすべてのプ

ロセスをコストの観点から見直す「コスト構造改革」に取り組み、総合的なコスト縮減対策を推進。

③ 災害対策緊急事業推進費の創設（国土計画局所管）

洪水、高潮、土砂流出、地震等による災害の発生地域において緊急に実施することが必要な再度災害防止に資する事業等に対して、年度途中においても機動的な対応が可能な予算を創設。

2-1. 平成17年度河川局関係予算概算要求事業別総括表

(単位：百万円)

区 分	平成17年度		前 年 度		倍 率	
	事業費 (A)	国 費 (B)	事業費 (C)	国 費 (D)	事業費 (A/C)	国 費 (B/D)
河 川	(741,842) 715,500	(454,169) 440,282	(792,082) 764,325	(485,741) 471,250	(0.94) 0.94	(0.94) 0.93
河 川 総 合	(377,389) 361,686	(267,949) 259,619	(385,896) 369,731	(269,814) 261,162	(0.98) 0.98	(0.99) 0.99
砂 防	(232,433) 231,835	(148,825) 148,508	(248,237) 247,419	(157,629) 157,201	(0.94) 0.94	(0.94) 0.94
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	(44,741) 44,619	(22,621) 22,560	(50,421) 50,257	(25,462) 25,380	(0.89) 0.89	(0.89) 0.89
総 合 流 域 防 災	(149,085) 146,755	(72,928) 71,763	(151,881) 148,552	(73,294) 71,761	(0.98) 0.99	(1.00) 1.00
海 岸	39,181	25,818	42,492	27,495	0.92	0.94
機 械	1,762	1,033	1,845	1,082	0.96	0.95
独立行政法人土木研究所	1,448	1,448	1,453	1,453	1.00	1.00
小 計	(1,587,881) 1,542,786	(994,791) 971,031	(1,674,307) 1,626,074	(1,041,970) 1,016,784	(0.95) 0.95	(0.95) 0.96
(再掲) 治 山 治 水	1,482,930	937,914	1,567,365	984,497	0.95	0.95
治 水	1,372,995	876,708	1,445,973	917,549	0.95	0.96
海 岸	39,181	25,818	42,492	27,495	0.92	0.94
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 等	70,754	35,388	78,900	39,453	0.90	0.90
都 市 水 環 境 整 備 事 業	59,856	33,117	58,709	32,287	1.02	1.03
特 定 治 水 施 設 等 整 備 事 業	45,095	23,760	48,233	25,186	0.93	0.94
住 宅 宅 地 基 盤 特 定 治 水 施 設 等 整 備 事 業	13,110	7,367	14,944	8,186	0.88	0.90
下 水 道 関 連 特 定 治 水 施 設 整 備 事 業	31,985	16,393	33,289	17,000	0.96	0.96
計	1,587,881	994,791	1,674,307	1,041,970	0.95	0.95
災 害 復 旧 関 係 事 業	61,490	49,847	65,973	51,263	0.93	0.97
災 害 復 旧	45,795	38,692	54,399	42,533	0.84	0.91
災 害 関 連	15,695	11,155	11,574	8,730	1.36	1.28
合 計	1,649,371	1,044,638	1,740,280	1,093,233	0.95	0.96

2-2. 平成17年度河川局関係予算総括表(成果目標別)

(単位:百万円)

区 分	平成17年度		前 年 度		倍 率	
	事業費 (A)	国 費 (B)	事業費 (C)	国 費 (D)	事業費 (A/C)	国 費 (B/D)
水 害 対 策 費	(966,781) 933,640	(614,260) 596,510	(986,556) 953,567	(626,749) 609,169	(0.98) 0.98	(0.98) 0.98
土 砂 災 害 対 策 費	(311,873) 310,953	(182,779) 182,301	(316,267) 315,015	(185,933) 185,288	(0.99) 0.99	(0.98) 0.98
海 岸 保 全 対 策 費	(27,121) 27,121	(18,571) 18,571	(28,978) 28,978	(19,633) 19,633	(0.94) 0.94	(0.95) 0.95
生 活 環 境 整 備 費	(164,344) 153,310	(104,192) 98,660	(210,326) 196,334	(127,466) 120,505	(0.78) 0.78	(0.82) 0.82
自 然 環 境 保 全・整 備 費	(116,314) 116,314	(73,541) 73,541	(130,727) 130,727	(80,736) 80,736	(0.89) 0.89	(0.91) 0.91
研 究 開 発 費	(1,448) 1,448	(1,448) 1,448	(1,453) 1,453	(1,453) 1,453	(1.00) 1.00	(1.00) 1.00
小 計	(1,587,881) 1,542,786	(994,791) 971,031	(1,674,307) 1,626,074	(1,041,970) 1,016,784	(0.95) 0.95	(0.95) 0.96
(再掲) 治 山 治 水	1,482,930	937,914	1,567,365	984,497	0.95	0.95
治 水	1,372,995	876,708	1,445,973	917,549	0.95	0.96
海 岸	39,181	25,818	42,492	27,495	0.92	0.94
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 等	70,754	35,388	78,900	39,453	0.90	0.90
都 市 水 環 境 整 備 事 業	59,856	33,117	58,709	32,287	1.02	1.03
特 定 治 水 施 設 等 整 備 事 業	45,095	23,760	48,233	25,186	0.93	0.94
住 宅 宅 地 基 盤 特 定 治 水 施 設 等 整 備 事 業	13,110	7,367	14,944	8,186	0.88	0.90
下 水 道 関 連 特 定 治 水 施 設 整 備 事 業	31,985	16,393	33,289	17,000	0.96	0.96
計	1,587,881	994,791	1,674,307	1,041,970	0.95	0.95
災 害 復 旧 関 係 事 業	61,490	49,847	65,973	51,263	0.93	0.97
災 害 復 旧	45,795	38,692	54,399	42,533	0.84	0.91
災 害 関 連	15,695	11,155	11,574	8,730	1.36	1.28
合 計	1,649,371	1,044,638	1,740,280	1,093,233	0.95	0.96

(注) 1. 成果目標別及び「治山治水」の各事業の額は、道路関係社会資本(事業費(17年度49,076百万円、16年度51,998百万円)、国費(17年度26,600百万円、16年度28,000百万円))を含んだ額である。

2. 上段()書は、特定治水施設等整備事業を含んだ場合の額である。

前頁の注記

(注) 1. 国費には、前年度剰余金等として17年度には、10,440百万円、前年度には、9,050百万円を含む。

2. 各事業の額は、道路関係社会資本(事業費(平成17年度49,076百万円、前年度51,998百万円)国費(平成17年度26,600百万円、前年度28,000百万円))を含んだ額である。

3. 上段()書は、特定治水施設等整備事業を含んだ場合の額である。

4. 「ダム」の事業費には本表の外に、特定事業先行調整費として平成17年度6,993百万円がある。

5. 「河川」には、都市水環境整備事業を含む。

6. (再掲)欄「急傾斜地崩壊対策等」には、総合流域防災事業(事業費(平成17年度26,135百万円、前年度28,643百万円)国費(平成17年度12,828百万円、前年度14,073百万円))を含む。

3. 河川行政の新たな展開

(1) 総合的な豪雨災害対策の推進

今年度は、梅雨期の集中豪雨や度重なる台風の上陸により、全国各地で水害、土砂災害及び高潮災害により大きな被害が発生した。

気候変動の影響等により、近年集中豪雨が多発する傾向にある。また、少子高齢化が進展し高齢者世帯が増加するとともに、旧来の地域コミュニティの衰退が見られるなど、災害時の共助の体制は脆弱になってきている。

このような自然的社会的状況の変化を踏まえ、自助・共助・公助の役割分担も考慮し、災害に対して安全な社会の形成を図るため、従前からの水害、土砂災害、高潮災害についての対策を緊急に総点検し、抜本的な見直し・強化を図っていく必要がある。

○今年度の災害の特徴と新たな課題

(1) 自然的状況

- ① 局所的な集中豪雨が多発
 - ・流域が比較的小さい中小河川での洪水や土砂災害の増大
 - ・洪水予測等があまり行われていなかった中小流域での情報提供の充実をはじめ迅速な警戒避難体制が必要
- ② これまでの記録を超える降雨量、高潮の波高・波力などが各地で発生
 - ・自然の外力は施設能力を超える可能性が常に

あることをふまえた備えが必要

- ③ 破堤が多数発生。多くの人命、財産を失うだけでなく、後片づけなど事後対応も大変

- ・破堤のように災害現象が急激に拡大することがないような対策が必要
- ・災害現象の急激な変化を念頭においた避難警戒体制が必要

(2) 社会的状況

- ① 高齢者や保育園児などの災害弱者の被災が特徴的

- ・少子高齢化に対応した警戒避難体制の確立が必要

- ② 旧来型の地域コミュニティの衰退、水防団員の減少と高齢化など地域の共助体制が弱体化

- ・近年の社会的状況を踏まえた共助体制の再構築が必要

- ③ 避難勧告の発令や伝達の遅れや、伝達されても避難しない人が多数

- ・住民や自治体等の災害経験が減少し、危機意識も低下している中でも、災害時に的確な認識や行動がなされるような仕組みが必要

- ④ 地下鉄、地下街など地下空間利用が増加している中で地下空間が多数浸水

- ・都市の地下空間の浸水に対する防衛と的確な避難誘導体制の構築が必要

○今後の対策の基本的方向

- ① ソフト対策とハード整備が一体となった減災

○豪雨災害対策緊急アクションプラン（平成16年12月10日策定）

実施する施策	期間・数値目標等
1. 送り手情報から受け手情報への転換を通じた災害情報の提供の充実	
(1) 中小河川等における洪水予測等の高精度化	
①局所的降雨予測データを活用した中小河川の短時間での洪水予測情報の提供	平成16年度中にガイドラインを作成し、平成17年度以降5年間で、一級水系の主要な中小河川約900河川についてシステムを整備。主要な二級水系の約1,000河川については準備の整った河川から順次実施。
② 海岸地形等を考慮した海岸域ごとの高潮予測情報の提供	平成17年度は予測モデルを構築し、平成18年度から東京湾など4箇所を試行。
③ 局所的降雨予測データの活用による従来より早い「土砂災害警戒情報」の提供	平成16年度に市町村への提供を試行。平成17年度以降3年間で、市町村、報道機関等への提供を全国で実施。
④ 中小河川での水位計テレメータの整備による情報空白域の解消	平成17年度以降5年間で、約500地点について水位計テレメータを整備し、背後に人口・資産を抱える全ての河川でのリアルタイムの水位情報の把握を可能にする。
⑤ 海域の各機関の潮位・波高データの標準化・共有化などによる迅速な情報の把握	平成17年度以降5年間で、瀬戸内海、東京湾、伊勢湾、大阪湾、有明海の高潮のおそれのある主要な5地区について、各機関の潮位・波高データについてデータ形式を標準化し、共有化するシステムを整備。

実施する施策	期間・数値目標等
(2) 受け手の判断・行動に役立つ河川等情報の提供	
① 氾濫域での浸水状況の情報提供	平成16年度にマニュアルを作成。平成17年度以降3年間で、すべての一級水系の一部の区間で試行。中小河川については、情報の把握・提供手法について検討後、具体化。
② 大河川の破堤後の氾濫による浸水区域や水深等について予報の実施	洪水予報の一部とすることについて、次期通常国会に向けて水防法改正を検討。
③ 住民からの土砂災害の前兆情報を収集し、行政からの避難情報等を伝達する双方向システムの全国展開	平成17年度以降3年間で、過去10年間に大規模な災害を受けた約400市町村で実施。
(3) 受け手に情報が確実に伝わるための体制整備	
① 浸水想定区域内の住民に対して警戒水位、危険水位の到達情報の確実な伝達と警戒水位以上の水位情報の公表	次期通常国会に向けて水防法改正を検討
② 市町村が避難勧告等の情報を発令するに際して、河川管理者等が保有するダム放流警報用スピーカー、電光掲示板などを市町村に開放	平成16年度中にガイドラインを作成し、使用ルール等の整理の後、平成17年度から開放。より効果的効率的な活用を検討するため、地方整備局等で試行。
③ 河川管理者が保有する CCTV 等による画像情報の自治体・報道機関等への積極的な提供	平成16年度中にガイドラインを作成。平成17年度以降、沿川の希望するすべての自治体・報道機関等と調整し、提供先を拡大。
2. 平常時からの防災情報の共有の徹底	
(1) 浸水想定区域等の区域指定の拡大	
① 洪水到達時間や過去の洪水実績と降雨量の関係など、どの程度の雨で、いつ頃危険かといった身近な河川等の情報の住民への周知	平成16年度中にマニュアルを作成し、主要な中小河川約1,900河川で平成17年度以降3年間で実施。
② 浸水想定区域の指定・公表を義務化する河川の拡大	主要な中小河川である水防警報河川における浸水想定区域の指定・公表の義務化について、次期通常国会に向けて水防法の改正を検討。
③ 都道府県知事が行う浸水想定区域の指定・公表に要する調査経費に対する助成	平成17年度予算において制度を要求中 これにより、平成17年度以降5年間で、約1,900河川の浸水想定区域を指定・公表。
④ 土砂災害警戒区域の指定を緊急に全国展開	平成17年度以降5年間で、過去5年間に大規模な災害を受けた箇所や災害時要援護者施設を含む箇所約6,000箇所を指定。うち平成17年度は約1,000箇所を緊急指定。
(2) ハザードマップの全国的緊急配備	
① 主要な中小河川にかかる洪水ハザードマップ作成・公表の義務付け	主要な中小河川にかかる洪水ハザードマップの作成・公表の義務化について、次期通常国会に向けて水防法改正を検討。
② 市町村が行う洪水ハザードマップの作成・公表に要する調査経費に対する助成	平成17年度予算において制度を要求中 これにより、平成17年度以降5年間で、約2,300市町村で作成・公表。
③ 土砂災害ハザードマップを土砂災害のおそれのある地域での作成・公表	土砂災害警戒区域の指定にあわせて、平成17年度以降5年間で、約6,000箇所での作成・公表を実施。
(3) 水害等に適合した避難場所の総点検への支援	
水害等に適合した避難場所の総点検と全面的な見直し	平成17年度から、ハザードマップの作成・公表にあわせて、市町村が行う見直しを支援
3. 迅速かつ効率的な防災施設の機能の維持向上	
(1) 防災施設の整備状況の調査・評価・公表	
地域の災害安全度や防災施設の整備状況の調査・評価・公表及びその結果に基づいた整備進捗の管理	平成17年度から実施

実施する施策	期間・数値目標等
(2) 堤防の質的強化	
計画高水位に達するような高い水位が長時間続いても容易に壊れないよう堤防の質的強化対策の実施	平成17年度以降5年間で、直轄河川についてはすべての堤防の詳細点検を完了。中小河川の主要な区間については平成16年度に作成した点検・対策ガイドラインに基づき、堤防現況図（カルテ）を作成。点検結果、背後地の重要性、被災した場合の被害の程度等を勘案して優先整備区間を定め、順次実施。
(3) 防災機能を一層向上させるための既存施設の有効活用	
降雨予測技術の進展も踏まえた、ダムの機能をより効果的に発揮させるための操作ルールの変更	平成16年度中に雨量データの分析を行い、ガイドラインを作成。平成17年度から、直轄・水機構のすべてのダムについて速やかに事前放流等について検討し、その結果に基づき、操作規則の変更も含めて随時実施。一定規模以上の補助ダムについても同様に実施。
4. 地域の防災対応力の再構築	
(1) 災害時要援護者への対応	
高齢者等の災害時要援護者の円滑な避難行動支援のための仕組みの整備	関係省庁と連携し、平成16年度中に避難支援のガイドラインを作成。
(2) 水防活動等の体制強化	
① 水防団員の労苦に報いる条件整備	次期通常国会に向けて水防法改正を検討
② 水防活動に協力するNPO等と水防団が連携する制度の創設	次期通常国会に向けて水防法改正を検討
(3) 地下空間における避難誘導體制の構築	
大規模な地下空間の管理者に洪水時の避難確保計画の作成を義務付け	次期通常国会に向けて水防法改正を検討
5. 河川管理者の防災体制の総点検と改善	
国及び地方の河川管理者の災害時の危機管理体制や平常時の対応等を総点検	国については平成16年中、地方については来年の出水期までに結果をとりまとめ

体制の確立

- ② 治水安全度の早期向上のための多様な整備手法の導入、既存施設の有効活用、管理の高度化

〈新規予算制度〉

○総合流域防災事業の創設（補助）

水害対策と土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、地方の自主性・裁量性をより高めつつ、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進するため、個々の事業規模が小さい等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等（河川改修、砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備、雪崩対策等）や、災害関連情報の提供等のソフト対策（情報基盤整備、砂防基礎調査等）を行う事業に対して補助する。

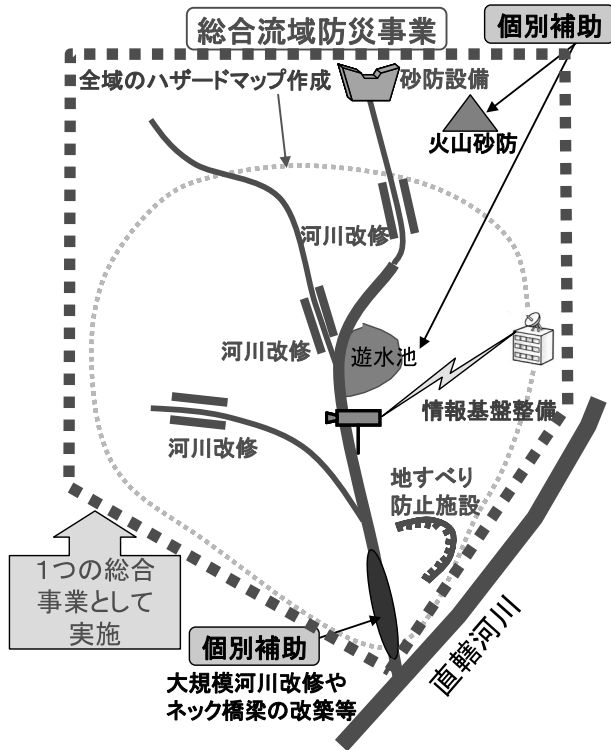
また、都道府県が行う浸水想定区域の指定に係る調査及び市町村が行うハザードマップ作成に係る調

査（5年間に限る。）、並びに堤防の質的強化対策を新たに補助対象にするとともに、情報基盤整備事業の内容を拡充し水位や流量等を予測・提供するシステムを補助対象とする。

- 1) 浸水想定区域図等の整備の推進〈総合流域防災事業において実施〉

避難勧告等の判断、円滑な避難活動等の有効な情報源であるが普及していない都道府県管理の中小河川におけるハザードマップの整備を強力に推進する。

現在は、洪水予報が可能な河川においては洪水予報河川に指定し、浸水想定区域の指定・公表を義務づけている。今後、その普及を促進するため、洪水予報が現状では行えない河川で氾濫した場合に大きな浸水被害が想定される河川についても、浸水想定区域の指定・公表を新たに義務づけ、早急に区域の指定が図られるよう一定の期間に限って都道府県が浸水想定区域に係る調査費用を補助（補助率1/3）するとともに、洪水ハザードマップに係る調査費用



	水害対策	土砂災害対策
ハード	河川改修、堤防の質的強化対策等	砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備等
ソフト	情報基盤整備、砂防基礎調査、浸水想定区域図・ハザードマップ調査等	

を補助（国1/3、県1/3、市町村1/3）する。

2) 堤防強化対策の推進（総合流域防災事業において実施）

堤防は、長い歴史の中で、これまで繰り返し築造されてきた長大な土構造物であり、基本断面形状が確保されていても浸透、洗掘等により破堤する危険性が内在している。本年度7月の新潟・福島豪雨、

福井豪雨では、県管理河川の堤防が各所で破堤し、甚大な被害が発生した。

国管理河川の堤防については堤防点検を実施し必要な堤防強化対策を進めているところであるが、都道府県管理の中小河川の堤防についても、破堤した場合に大きな氾濫被害をもたらす区間の緊急点検の結果等を踏まえた堤防強化対策を実施する。一連区間の計画的な改良工事を実施中の河川に限らず、緊急かつ機動的に実施する必要があるため、総合流域防災事業において、堤防の質的整備（堤防の表面の被覆、断面の拡大等により洪水時の河川水の浸透作用や洪水流による浸食作用等に対して堤防の安全性を確保する堤防強化対策等）を実施する。

3) 総合的な情報基盤整備の実施（総合流域防災事業において実施）

洪水時において、河川の水位データは避難勧告等の判断、円滑な避難活動等に役立つ重要な情報であるが、中小河川においては水位計テレメータの設置箇所数が少ない。

水位情報空白地帯の解消のための水位計テレメータの設置、防災に関する各種情報の一元的管理システムの構築等を行うため、河川・ダム・砂防事業における情報基盤緊急整備事業を統合補助金化（総合流域防災事業）し、都道府県内の流域全体を対象とした情報基盤を整備する。

(2) その他の災害危機管理対策

利根川等の大河川の決壊は、わが国の社会・経済活動に大きな影響を与える（利根川の場合約33兆円の被害を想定）。このような洪水に対し、社会経済全体を捉えた被害想定を行い、全国的な見地から関

堤防等を目視により緊急点検し、必要な補修等を行う（H16.10.28現在、直轄99%、都道府県11%において対策済）



延長が長い十分な点検がなされていない可能性のある中小河川について、早急に堤防点検及び対策を実施するため、効率的かつ効果的な点検及び対策の方法等を取りまとめた中小河川向けガイドラインを策定（H16.11）



平成17年度から総合流域防災事業を活用し、ガイドラインに基づいた堤防の点検及び対策を実施

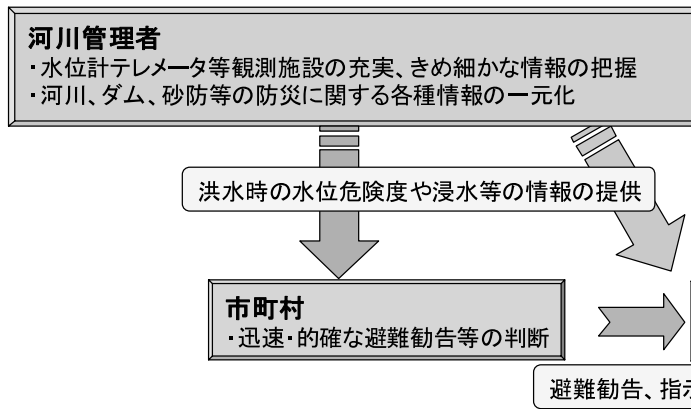
堤防強化対策の例

緊急点検の結果を踏まえ、洪水時の降雨及び河川水の浸透作用、洪水流による浸食作用に対して堤防の安全性を確保する堤防強化対策等を実施

被覆材料（土、遮水シート等）
表面を被覆し、水の浸透と浸食を防止

堤防の断面を拡大し、浸透水による破壊を防止

浸透水を速やかに排水して、浸透水による破壊を防止



水位計テレメータ数の比較

	管理延長	水位計テレメータ数
直轄管理河川	10,551km	1,602
都道府県管理河川	112,955km	3,106

係者一体となって、予防・応急・復旧・復興等の総合的な危機管理戦略を策定する。

併せて、津波、火山、地震対策の推進、危機管理体制の充実等を図る。

○大規模水害危機管理国家戦略

① 社会経済全体を捉えた被害想定

破堤した場合等の地域及び我が国全体の経済等に与える影響の想定と公表

② 緊急減災対策の実施（成果目標設定とハード・ソフト一体となった整備）

被害減少のための具体の成果目標を関係機関と連携を図り設定。それに基づき、ハード・ソフト一体となった整備を戦略的・重点的に実施

③ 総合的な危機管理の活動要領の策定

破堤氾濫した場合の国・地方公共団体・指定公共機関等による広域的な応援体制等に関する全体行動計画の策定

④ 河川氾濫流制御等戦略

河川氾濫時の氾濫流制御対策・破堤箇所への応急対策

⑤ 防災施設の効果的整備戦略の策定

治水施設・防災拠点・避難場所・避難路等の段階的な整備計画の策定・実施

○総合的な津波対策の推進

今般のインド洋沿岸諸国における大津波の発生も踏まえ、堤防の嵩上げ・耐震化や水門等の自動化・遠隔操作化等のハード対策とともに、津波防災ステーションの整備による的確な情報提供等のソフト対策を一体的に実施し、総合的に減災対策を実施

○火山噴火緊急減災対策計画の策定

大規模な火山噴火に起因する火山泥流等の土砂災害に対して緊急的な災害対応をとるために、導流堤等のハード対策とあわせ、適切な土地利用計画の策定、観測機器等の設置による警戒避難体制の確立等

のソフト対策を総合的に実施するための火山噴火緊急減災対策計画を他省庁とも連携して策定

○危機管理体制の充実

① 社会資本防災情報共有プラットフォームの構築 **新規**

省内各機関がアクセス可能な社会資本防災情報共有プラットフォームを構築し、地図や画像を用いて国民に対してわかりやすい情報を提供

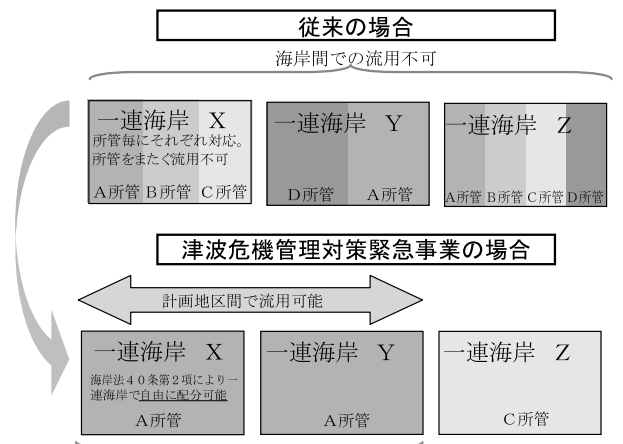
② 防災バックアップ体制の確立 **新規**

大規模災害等により国土交通省防災センターが使用できなくなった場合に備えた防災バックアップセンターの整備推進

〈新規予算制度〉

○津波危機管理対策緊急事業の創設（補助）

東海、東南海・南海地震等に伴う津波から人命を最優先に防護するため、各省連携の下、緊急的な危機管理のための機能の確保及び避難対策に係る堤防護岸の補修、津波防災ステーションの整備、水門等の自動化・遠隔操作化、津波ハザードマップの作成支援等のハード・ソフトにわたる事業を総合的に推進する制度を創設する。



海岸管理者が要望する場合、単独の主務大臣が複数の一連海岸を担当する

(3) 流域・川・海リニューアルプログラム

高度成長期に代表される機能性を重視した社会・経済の下、洪水に対する安全を確保するといった単一機能向上を目的とした河川改修等の実施により、生物の生息・生育の場や人と川のつながり等が分断されてきた。このような状況に対し、流域・海域一体として、水、土砂、生物、栄養塩等物質の状態を総合的に点検し、水の流れ、生物の生息・生育空間、人と川の関係等の“つながり”を徹底的に回復する。

○リニューアルの基本方針の宣言

- ① 水、生物の移動性、土砂、栄養塩、人と水辺、水に係る地域活動等徹底的に連続性を確保
- ② 既存施設に不足している機能の確保、既存施設の更なる活用

○総点検～山から沿岸域までの、線(川)から面(流域)の総合評価～

- ① 連続性の総点検(水、生物の移動、土砂・物質、人と水辺、水に係る地域の活動)
- ② 今日的综合的見地からみて整備した施設に足りないもの(景観への配慮、周辺環境整備、生物の生息・生育環境)

○連続性の確保

- ① エコロジカルネットワーク再生計画の策定
 - ・流域・海域のエコロジカルネットワークの構築
- ② 総合水系環境整備事業の創設 **新規**
 - ・河川事業とダム事業の環境整備事業を統合化することにより、水系一貫した環境整備を推進(直轄)
- ③ 栄養塩類等の管理目標等に関する検討 **新規**
 - ・モデル地域を選定し、ダムの堆砂の海域運搬等の事業を試行的に実施するとともに、栄養塩類の循環に着目した河川管理施設等の新たな管理指針を作成

○流域内の既存ストックの有効活用

- ① ダム再編の推進
 - ・治水上の効果が高いなどの流域特性に応じたダムの最適配置に向けた再編を推進し、治水・利水等の機能向上を図る。
- ② 堰堤改良事業の拡充(ダム機能向上事業) **新規**
 - ・ダム運用の見直しによる治水機能の向上や下流の無水区間の解消などの河川環境の改善のため、既設ダムに必要な事前放流用施設(小規模放流管)の増設などによる総合的なダム機能の向上を図る。
- ③ 水利制度のグリーン化と「よくわかる水利情報」の提供促進

- ・環境用水及び水源として豊水を活用する場合の水利使用許可基準を新たに策定
- ・水利関連情報(水利制度の仕組み、水利権者、許可水量、利水安全度等)を広く国民へ提供

〈新規予算制度〉**○総合水系環境整備事業の創設(直轄)**

河川の環境整備については、流域全体の視点からの整備が重要であり、特に上流ダムを有する水系についてはダムとの連携が必要である。したがって、上流ダムにおける環境整備と河川における環境整備を連携することにより、効果的な河川の水質浄化やダムから河口まで連続した魚道整備による魚類の遡上・降下環境の改善等を図る。

○河川環境整備事業費補助の統合補助金化(補助)

指定区間内の一級河川及び二級河川において、流域単位を原則として河川環境整備事業を統合補助金化することにより、現地の状況に即応した予算運用等が可能になるなど事業主体である都道府県等の裁量性を高めるとともに、事務の簡素化を図る。

○堰堤改良事業の拡充(ダム機能向上事業)(直轄及び補助)

過去に建設されたダムは、放流量をきめ細かく調整する機能を有していないなど放流設備や環境対策等に不十分なものがある。

ダム運用の見直しによる治水機能の向上や下流の無水区間の解消などの河川環境の改善のため、既設ダムに必要な事前放流用施設(小規模放流管)の増設などによる総合的なダム機能の向上を図る。

(4) かわまちづくり運動の展開

地域の活性化や地域の再生の重要な要素として、河川や水辺の持つ多様な機能を発揮するため、せせらぎの復活、清流の確保、地域の特性を活かした整備等に取り組むとともに、地域の創意工夫が活かせるような仕組みを構築する。

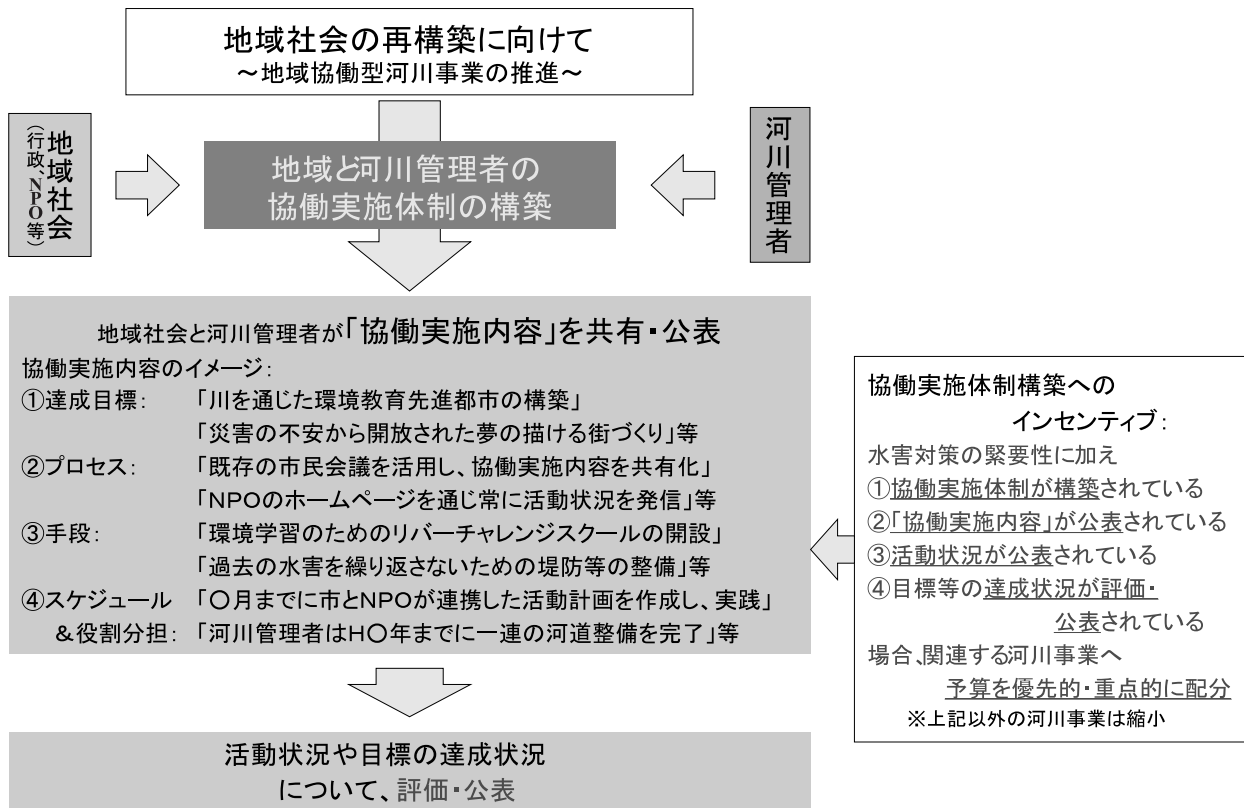
○都市の水路の再生

都市の防火用水の確保、ヒートアイランドの緩和等に資する水辺の再生を行うため、地域住民、市町村、河川管理者等と連携を図って都市水路計画を策定し、失われた水辺の再生に着手

- ・水の回廊再生方策の検討調査 **新規**

都市域の水面・水路再生に向けた新たな水源活用調査検討を行うとともに、水面・水路再生の全体計画及び維持管理・費用分担制度等を検討

○水辺の賑わい空間の創出



社会実験を活用して、水上マーケット等の展開を可能とし、水辺の賑わい空間を創出

○歴史・文化のかわづくり

歴史文化がトータルデザインされた水辺空間づくり（歴史文化の雰囲気醸し出す景観づくり、船着場などの整備）のため、具体的に評価項目を設定し、地域のまちづくり計画と一体となった歴史・文化のかわづくりを推進

○かわとまちのフットパス整備

河川管理者、都道府県、市町村、地元住民が一体となって、かわとまちの魅力ある場所を「フットパス」で結ぶ計画を策定し、散策路の整備とかわとまちのアクセス性の改善等を行い、散策等を楽しめるコースを整備

○地域社会の再構築を支援する事業の重点化

地域社会の再構築を支援する河川の整備・管理について、地域と協働して、具体の目標や役割等を設定し、達成状況も含めて評価・公表するとともに、地域の熱意・努力に応じて予算を重点化

(5) 統合河川管理体系の構築

本格的な河川管理施設の更新時代を迎え、より一層、重点的、効果的な取り組みが必要になっており、絶えず状態が変化する河川の特性を踏まえたPDCA

型トータルマネジメントシステムの構築等を図る。（特に治水機能に係る面について、先行的に実施）

○河川のトータルマネジメントに必要な管理水準の設定

堤防管理、河道管理、危機管理、河川環境管理等を総合的に勘案して各河川の管理水準を設定

○河川のトータルマネジメントシステム（PDCA型河川管理システム等）の構築

河川の状態を把握・評価し、設定された管理水準を目標に良好な状態を保持するため機動的に管理手法を改善するPDCA型トータルマネジメントシステム（監視—評価—計画—改善）の構築

○管理状況の情報管理システムの構築

河川のトータルマネジメントシステム（PDCA型河川管理）に必要な管理状況の情報の蓄積活用システム（三次元電子地図や河川GISの活用等）の構築

○性能評価に基づく最適効率設計・整備・管理システムの開発

施設・部材に要求される信頼性・耐久性に応じ、ライフサイクルコストが最小となるように設計・整備・管理する体系への転換（技術開発、設計基準の見直し、戦略的な管理計画等）

○河川管理へのNPOの参画制度の創設

- ① 河川環境教育プログラムの策定

河川における生涯教育の充実を目指し、市民団体等と連携し河川毎で予定されているイベント等ととりまとめ

② 空間管理計画の見直し

- 地方公共団体や市民等が参画して、空間管理計画を見直し
- 今までの清掃活動以外に、貴重種保護のための樹木伐採や外来種対策を実施する区域を設定

③ 市民連携プログラムの策定

市民団体と河川管理者が協定を締結し、市民団体の活動内容を決定するとともに、活動に対する支援を実施

(6) その他の新たな取り組み〈新規予算事項等〉

○沖ノ鳥島の管理の充実

沖ノ鳥島周辺の海象については、昭和63年以降観測を続けているところであるが、リーフ外の波高データについては、リーフ外の地形が急峻かつ水深が深いため従来の波高計を設置できないことから現在まで計測できず、リーフ全体及び海岸保全施設の保全に有効なデータの入手が行えない状態である。

このため、沖ノ鳥島に海象観測用レーダーを導入し、常時波高観測を行うことで、同島のリーフ全体及び海岸保全施設への影響把握（リーフ内の波浪解析）や台風等荒天時の波高監視を行い迅速な対応を可能とするなど、有効かつ安全な維持管理工事を実現する。

○海岸における一元的整備の徹底

異なる省庁が所管する隣接した海岸については、大臣間協議等を積極的に活用し、主務省庁を一元化して実施することにより、効率的・効果的に海岸事業を推進

○中小河川の管理の充実、津波・高潮対策のための

3次元電子地図整備の推進

- 河川測量があまり行われず河道状況等が十分に把握されていない中小河川について、3次元電子地図の整備により河道状況等を緊急に把握
- 東海、東南海・南海地震時の避難警戒システム（いわゆる津波・高潮ハザードマップ策定等）に活用するため、海岸域の標高を広範囲に高精度でカバーする3次元電子地図を整備。併せて、海岸保全施設のデータベース機能への応用方策についても検討

○特定事業先行調整費制度の創設（独立行政法人水資源機構）

一般にダムの本体工事は、経済的な計画に基づき事業を実施する場合において、一時的に多額の事業費を要する。この事業の性格上生ずる「事業費の山」に対して、独立行政法人水資源機構の保有する自己資金を活用し、年度事業費を先行的に調整し、後年度に所定の財源で措置することにより、事業工期を遵守しつつ、毎年度の財政支出の平準化を図る。

○災害対策緊急事業推進費の創設(国土計画局所管)

洪水、高潮、土砂流出、地震等による災害の発生地域において緊急に実施することが必要な再度災害防止に資する事業等に対して、年度途中においても機動的な対応が可能な予算を創設する。

4. 時代のニーズに応じた補助事業改革の推進

○総合流域防災事業の創設

- 情報基盤緊急整備事業（河川）
- 流域対策施設整備事業(流域貯留浸透事業)
- 統合河川整備事業
- 統合準用河川改修事業
- 情報基盤緊急整備事業（ダム）
- 通常砂防事業〈一部〉
- 土砂災害情報相互通報システム整備事業(砂防)
- 情報基盤緊急整備事業（砂防）
- 砂防基礎調査（砂防）
- 地すべり対策事業〈一部〉
- 土砂災害情報相互通報システム整備事業(地すべり)
- 情報基盤緊急整備事業（地すべり）
- 砂防基礎調査（地すべり）
- 急傾斜地崩壊対策事業〈一部〉
- 土砂災害情報相互通報システム整備事業(急傾斜地)
- 情報基盤緊急整備事業（急傾斜地）
- 雪崩対策事業
- 急傾斜地基礎調査

→ 総合流域防災事業

○津波危機管理対策緊急事業の創設

- 高潮対策事業〈一部〉
- 局部改良事業〈一部〉
- 海岸保全施設補修統合補助事業〈一部〉
- 海岸環境整備事業〈一部〉

→ 津波危機管理対策緊急事業

○河川環境整備事業費補助の統合補助金化

○その他

河川修繕費補助※、ダム周辺環境整備事業費補助、堰堤修繕費補助、砂防設備修繕費補助、地すべり防止施設修繕費補助及び河川改修事業費補助のうち耐水型地域整備事業を廃止。

※平成16年度予算において計画を承認されている国庫債務負担事業の平成17年度分を除く。

5. 予算編成時における新規採択箇所

○五名ダム再開発事業（河川総合開発事業）

湊川水系湊川は、昭和49年7月、昭和51年9月、平成16年10月の台風23号と洪水被害が発生しており、早急な治水対策が望まれている。また、湊川は香川県東かがわ市の耕地等に対する水源として広く利用されているが、平成6年、平成8年、平成12年等夏期において、しばしば深刻な水不足に見舞われており、流水の正常な機能を維持するため不特定補給を行うことが求められている。さらに、東かがわ市では、近年の産業活動の進展や生活水準の向上等、水道用水の需要の増加が予想され、これらを賄うための安定した新たな水源の確保が強く望まれている。

このため、湊川の洪水調節、流水の正常な機能の維持及び東かがわ市への水道用水の供給を目的とした補助多目的ダム事業である五名ダム再開発事業を建設移行する。

○静岡県庵原郡由比地区直轄地すべり対策事業

日本の大動脈（東名高速道路・国道1号・JR東海道本線及び情報通信網等）が集中している静岡県庵原郡由比地区において、豪雨や東海地震等により大規模な地すべりが発生するおそれがあることに鑑み、当該地区の地すべり対策を促進するため、直轄地すべり対策事業に新規着手する。

今後、地下水排除工等の抑制工及び地すべりの滑動力に抵抗する抑止工を施工することとし、平成17年度は、調査設計を進めるとともに工事用道路の建設に着手する。

6. 効率的、効果的な事業の実施

(1) 既存ストックの有効活用

○ダム再編の推進

治水上の効果が高いなどの流域特性に応じたダムの最適配置に向けた再編を推進し、治水・利水等の機能向上を図る。

○堰堤改良事業の拡充（ダム機能向上事業）

ダム運用の見直しによる治水機能の向上や下流の無水区間の解消などの河川環境の改善のため、既設

ダムに必要な事前放流用施設（小規模放流管）の増設などによる総合的なダム機能の向上を図る。

○堤防強化対策の推進

破堤した場合に大きな氾濫被害が想定される中小河川の堤防を対象に平成16年に実施した緊急点検の結果等を踏まえ、堤防弱部の強化対策を重点的に実施する。

(2) コスト構造改革の推進

「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき、事業のスピードアップ、設計の最適化、調達最適化をポイントとした公共事業のすべてのプロセスを例外なく見直す「コスト構造改革」に取り組んでおり、事業のスピードアップによる事業便益の早期発現や将来の維持管理費の縮減等、総合的なコスト縮減をより一層推進し、平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率を達成することを目標とする（17頁表参照）。

7. 新たな行政課題に対する調査検討（行政部費）

○防災情報の集約・提供・活用体制高度化方策検討経費

- ① 防災バックアップセンター設計
- ② 災害情報の集約・共有の高度化検討
- ③ 土砂災害警戒情報システム検討
- ④ コミュニティ水災防止体制構築支援方策検討

○水の回廊再生方策検討調査経費

○栄養塩類等の管理目標等に関する検討等経費

○河川における都市・地域再生等のための施設利用に係る社会実験効果調査経費

○川の安全利用方策検討経費

○洪水リスク・施策に関する評価指標の開発・検討経費

○自律的移動支援プロジェクトの推進経費

8. 事業の客観性・透明性確保に向けた取り組み

(1) ダム事業改革の取り組みについて

ダム事業については、社会経済情勢の変化等に伴う事業を巡る批判や新たなニーズに積極的に応えるべく、事業マネジメントの徹底・透明性の確保、より効率的な予算執行、コスト縮減の新たな取り組み、環境への配慮、既存ダムの活用等の取り組みを通じて、ダム事業改革を推進する（18頁図参照）。

(2) 政策評価及び個別公共事業の評価について

平成14年4月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（行政評価法）が施行され、法律上の明

<コスト構造改革への取り組み事例>

区 分	事 例	総合コスト縮減効果
事業の重点化・集中化	<p>・河川、砂防、海岸事業において、事業期間、区間を設定、公表し、重点投資を行う短期集中型事業の導入により治水効果の早期発現を図る。</p>	<p>(モデルケースによる試算例) ・従来10年間の工期を要する放水路事業に対し、5年間の工期短縮により約3億円のコスト縮減効果。※事業便益の早期発現効果を費用便益分析に基づくB/Cで除することにより、コスト縮減額に換算。(公共事業コスト構造改革フォローアップ実施要領による)</p>
計画・設計の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として貯水池標高以上(河川区域外)とすべき付替道路について、道路管理者との協議により、洪水時の最高水位以上(河川区域内)にルートを変更し、現道の利用区間の拡大及び原石山・工事用道路跡地を有効活用して、工事費の縮減を図る。 ・ダム事業における掘削法面の保護対策であるコンクリート吹き付け法砕工に対し、同等の安定が図れる合理化施工法(簡易法砕工)を採用しコスト縮減を図る。 ・河口水門のゲートに、従来の門柱タイプ(引き上げ式ローラーゲート)に替わり門柱レスタイプ(ライジングセクターゲート)を採用することにより、建設費用を縮減。 ・砂防ソイルセメントを用いた工法の推進により、建設発生土の有効活用が可能となり、環境への負荷軽減、施工の簡素化等を図る。 ・人工リーフの技術的な指針について、性能規定の考え方を取り入れた見直しを行うことにより、コスト縮減を図るとともに、既設の消波ブロック等のリサイクルを推進し、景観的にも良好な海岸づくりを推進する。 	<p>(モデルケースによる試算例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルート変更による現林道の利用区間拡大等により、付替道路工事費 約34億円→約21億円(約38%コスト縮減) <p>(モデルケースによる試算例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易法砕工の採用により、掘削法面工事費 約61億円→約34億円(約44%コスト縮減) <p>(モデルケースによる試算例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライジングセクターゲートの採用により、ゲート部工事費 約22億円→約19億円(約14%コスト縮減) <p>(代表事例によるえん堤の工事費の縮減額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防えん堤基礎部を砂防ソイルセメントによる地盤改良等の変更により、337百万円→305百万円(約9.5%コスト縮減) <p>(モデルケースによる試算例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不透過ブロックで全面を覆い施工されていた人工リーフについて、陸側を不透過ブロックに代えて、他で不要となった消波ブロックをリサイクルすることにより、従来構造 1基あたり約7.6億円→見直し後の構造 1基あたり約5.9億円(約20%コスト縮減)

確な枠組みに基づいて政策評価を実施。また、同法に基づき、国土交通省政策評価基本計画を策定し、

① 政策アセスメント(事前評価)

新規施策について、必要性・効率性・有効性を厳しくチェックした上で施策を企画立案

② 政策チェックアップ(業績測定)

国民の目から見てより分かりやすいものとなるよう、成果(アウトカム)で政策を評価

③ 政策レビュー(プログラム評価)

国民の関心の高いテーマ等を選定し、政策の見直し、改善につながる総合的な分析・評価を実施の3つの評価によるマネジメントサイクルを確立。

また、個別公共事業の実施においては、新規事業採択時評価、再評価について、同基本計画に基づき実施。

① 政策アセスメント(事前評価)の概要

新規・拡充施策等について、必要性・効率性・有

効性の観点から厳しくチェックし、真に必要な施策を企画立案。例えば必要性の観点からは、目標と現状の乖離の把握や、その原因分析・課題の特定を行い、具体的施策を提案。

② 政策チェックアップ(業績測定)の概要

毎年度末を目途に、事業実施により国民等にどのような効果をもたらされるのかをできるだけ直接的に表す業績指標(アウトカム指標)の測定を行い、指標と施策に関わる現状を分析することにより、成果の進捗状況、課題や今後の方向性等を評価し、その結果を予算等に反映(18頁図参照)。

③ 政策レビュー(プログラム評価)の概要

既存施策について、国民の関心の高さ、政策課題として重要度等の観点からテーマを選定。第三者から助言等を求めながら、総合的で掘り下げた分析・評価を実施し、今後の政策の見直し、改善につなげる。

○H16政策レビュー河川局関係テーマ

事業マネジメントの徹底・透明性の確保

★工程・コスト管理を徹底するための工程コスト統合管理システム(共通PMツール)を構築

- アロー図による工程管理
- クリティカルパスの把握

工程管理と連動したコスト管理

全国ダムの
予算管理等
へ活用

- 各部門における共有管理
(事業情報の共有化)

- 執行状況管理
- コスト管理

全国の直轄及び水機構の
36ダムでアロー図作成済み

計画・設計・施工等あらゆる段階でのコスト縮減

★コスト縮減への取り組みを全ダムに徹底するコスト縮減マネジメントシステムを構築

全国の直轄及び水機構の全ダムで
チェックシートを作成し、ダム毎の
コスト縮減の可能性をチェック

全国のダム事業へ
フィードバック

全ダムのチェックシートから
約1,000件のコスト縮減事例を
収集分類しデータベースを構築

★個別ダムにおいても、新たな入札契約方式の導入等(ハッ場ダム、湯西川ダム、徳山ダム、大滝ダム)等

★コスト縮減額等は、ダム間流用の弾力的実施などにより、ダム事業全体で有効に活用

政策目標：水害等による被害の軽減

施策の概要

必要性:

諸外国と比較して厳しい我が国の国土条件や社会条件において、水害被害の軽減を図り、安全で安心できる社会活動を支える必要がある。

指標:洪水による氾濫から守られる区域の割合

主な施策:河川整備、ダム等洪水調節施設の整備、砂防設備の整備

初期値	実績値	目標値
約58% (57.8%)	約58% (58.4%)	約62% (61.7%)

指標:土砂災害から保全される戸数

主な施策:砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備

初期値	実績値	目標値
約120万戸	約124万戸	約140万戸

主な課題

河川整備、ダム、砂防設備等の整備には長時間を要することが多いことから、施設整備途上において、ハード・ソフト一体となった減災体制の緊急的な整備が必要である。

また、計画規模を上回る洪水等による災害に対する体制整備が必要である。

現状分析

○洪水による氾濫から守られる区域の割合
H15の実績は58.4%と目標に対しおおむね順調に進捗している。基幹的な施設の整備はおおむね順調に進捗しているが、他の施設の整備は遅れが生じているものもある。

○土砂災害から保全される戸数
H15の実績は約124万戸であり、目標の達成に向けて順調に進捗している。

今後の取り組み

- 計画的、重点的な事業の実施
- 大河川の破堤氾濫等に対する全国的見地からの応急・復旧・復興の体制の確立
 - ・社会経済全体を捉えた被害想定
 - ・危機管理の活動要領の策定 など
- 自助、共助、公助のバランスのとれた防災体制の構築
 - ・住民や地域が自ら判断・行動するための情報提供の充実
 - ・水防活動の充実 など

- 今後の物流施策の在り方 (H16)
- バリアフリー社会の形成 (H16～H17)
- 直轄工事のゼロエミッション対策 (H16～H17)
- プレジャーボートの利用改善 (H16～H17)
- 国土交通行政におけるテロ対策の総合点検 (H16～H17)

④ 個別公共事業の評価

平成17年度においても、引き続き河川局所管事業について新規事業採択時評価や再評価等を実施し、公共事業の効率的な執行及び事業実施における客観性・透明性を確保。

※1 新規事業採択時評価

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について新規事業採択時評価を実施。

- ① 事業費を新たに予算化しようとする事業
- ② ダム事業の実施計画調査費を新たに予算化しようとする事業

※2 再評価

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について再評価を実施。

※5 ダム事業の評価結果等

I. 新規事業採択時評価

○事業段階の移行に伴うもの

【補助事業】

事業名 事業主体	水系 河川名	位置	B/C
五名ダム再開発事業 香川県	湊川水系 湊川	香川県東かがわ市	1.4

II. 再評価

○再評価実施状況

事業区分	再評価実施箇所数						再評価結果				
	5年未着工	10年継続中	準備計画5年	再々評価	その他	計	継続		中止	評価手続き中	
							うち継続見直し				
ダム事業	直轄・機構事業		1		4	4	9	8		1	
	補助事業等		2		10	2	14	13	1		1
	合計		3		14	6	23	21	1	1	1

注1) 平成17年度概算要求に向けた再評価において、既に実施した21事業を含む。

注2) 再評価対象基準

5年未着工：事業採択後一定期間（5年間）が経過した時点で未着工の事業

10年継続中：事業採択後長期間（10年間）を経過した時点で継続中の事業

準備計画5年：準備・計画段階で一定期間（5年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（5又は10年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

- 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業
- ダム事業の実施計画調査費が予算化後5年間が経過している事業
- 再評価実施後5年間が経過している事業
- 社会的状況の急激な変化、技術革新等により再評価実施主体等が再評価の必要があると判断した事業

※3 事後評価

「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づき、平成15年度より本格実施。

※4 評価結果等の公表

原則として、年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後、評価結果等についてインターネット等を通じて公表。ただし、個別箇所です算内示をされる事業(ダム事業)については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表。
(詳細については、<http://www.mlit.go.jp/river/gaiyouyoukandex.html> 参照)

なお、上記※1～※3に係る評価に当たっては、費用対効果分析を含む総合的な評価を行い、費用対効果分析については、「治水経済調査マニュアル(案)」等に基づき実施。

平成17年度治水課関係予算の事業別内訳

1. 河川事業

① 予算額

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A/B)	
	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費
直 轄 河 川 改 修	242,316	179,095	260,416	191,788	0.93	0.93
一 般 河 川 改 修	184,409	139,231	188,300	142,313	0.98	0.98
総合治水対策特定河川	6,395	4,297	10,332	6,888	0.62	0.62
特定構造物改築	17,088	12,336	18,642	13,394	0.92	0.92
高規格堤防整備	29,317	19,547	35,679	23,787	0.82	0.82
水防災対策特定河川	5,107	3,684	7,463	5,406	0.68	0.68
直轄床上浸水対策特別緊急	15,520	11,759	16,288	12,829	0.95	0.92
直轄河川維持修繕	102,401	57,804	102,123	57,651	1.00	1.00
直轄河川工作物関連応急対策	7,171	5,488	8,110	6,192	0.88	0.89
直轄流水保全水路整備	297	149	297	148	1.00	1.01
直轄消流雪用水導入	1,010	505	1,010	505	1.00	1.00
河川事業調査費	2,072	2,063	2,093	2,085	0.99	0.99
小 計	370,787	256,863	390,337	271,198	0.95	0.95
直轄河川災害復旧等関連緊急	7,416	5,446	10,180	6,962	0.73	0.78
直轄河川激甚災害対策特別緊急	7,724	5,351	13,511	9,008	0.57	0.59
直 轄 計	385,927	267,660	414,028	287,168	0.93	0.93
直轄河川都市基盤整備	20,029	13,488	19,323	13,150	1.04	1.03
直轄総合水系環境整備	33,483	16,742	32,441	16,221	1.03	1.03
総合水系環境整備事業調査費	141	141	145	145	0.97	0.97
小 計	53,653	30,371	51,909	29,516	1.03	1.03
直 轄 再 計	439,580	298,031	465,937	316,684	0.94	0.94
河 川 改 修	(95,685)	(51,218)	(93,676)	(50,204)	(1.02)	(1.02)
	81,662	44,233	78,160	42,451	1.04	1.04
広 域 河 川 改 修	(93,375)	(50,063)	(92,016)	(49,374)	(1.01)	(1.01)
	79,516	43,160	76,500	41,621	1.04	1.04
基 幹 河 川 改 修	(89,730)	(48,573)	(88,063)	(47,760)	(1.02)	(1.02)
	76,281	41,834	73,097	40,227	1.04	1.04
一 般 河 川 改 修	(3,645)	(1,490)	(3,953)	(1,614)	(0.92)	(0.92)
	3,235	1,326	3,403	1,394	0.95	0.95
水 防 災 対 策	(2,310)	(1,155)	(1,660)	(830)	(1.39)	(1.39)
	2,146	1,073	1,660	830	1.29	1.29
都 市 河 川 改 修	(152,853)	(67,290)	(156,026)	(68,554)	(0.98)	(0.98)
	130,871	57,035	132,799	57,845	0.99	0.99
都 市 河 川 改 修	(68,578)	(30,333)	(64,714)	(28,324)	(1.06)	(1.07)
	62,064	27,236	58,262	25,174	1.07	1.08
広 域 河 川 改 修	(44,559)	(22,245)	(39,119)	(19,630)	(1.14)	(1.13)
	39,125	19,542	33,177	16,670	1.18	1.17
基 幹 河 川 改 修	(41,689)	(21,097)	(37,302)	(18,903)	(1.12)	(1.12)
	36,398	18,451	31,470	15,987	1.16	1.15
一 般 河 川 改 修	(2,870)	(1,148)	(1,817)	(727)	(1.58)	(1.58)
	2,727	1,091	1,707	683	1.60	1.60
地 震・高潮等対策河川	(23,905)	(8,050)	(25,535)	(8,674)	(0.94)	(0.93)
	22,825	7,656	25,025	8,484	0.91	0.90

区 分	平成16年度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A/B)	
	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費
特定地域堤防機能高度化	114	38	60	20	1.90	1.90
(51,812)	(25,906)	(57,750)	(28,905)	(0.90)	(0.90)	
総合治水対策特定河川	39,800	19,900	45,946	23,003	0.87	0.87
流域対策施設整備	2,628	1,106	1,960	791	1.34	1.40
(29,835)	(9,945)	(31,602)	(10,534)	(0.94)	(0.94)	
都市基盤河川改修	26,379	8,793	26,631	8,877	0.99	0.99
(24,148)	(12,016)	(30,921)	(15,258)	(0.78)	(0.79)	
床上浸水対策特別緊急	20,468	10,196	28,031	13,828	0.73	0.74
河川修繕	225	75	6,309	2,103	0.04	0.04
(—)	(10,784)	(—)	(13,542)	(—)	(0.80)	
補助率差額	—	9,143	—	11,878	—	0.77
(272,911)	(141,383)	(286,932)	(149,661)	(0.95)	(0.94)	
小 計	233,226	120,682	245,299	128,105	0.95	0.94
(6,648)	(3,324)	(6,310)	(3,155)	(1.05)	(1.05)	
河川災害復旧等関連緊急	6,034	3,017	4,990	2,495	1.21	1.21
(16,500)	(8,685)	(25,802)	(13,320)	(0.64)	(0.65)	
河川激甚災害対策特別緊急	16,001	8,423	25,802	13,320	0.62	0.63
(296,059)	(153,392)	(319,044)	(166,136)	(0.93)	(0.92)	
補助計	255,261	132,122	276,091	143,920	0.92	0.92
(6,203)	(2,746)	(7,101)	(2,921)	(0.87)	(0.94)	
統合河川環境整備	6,203	2,746	6,801	2,771	0.91	0.99
(302,262)	(156,138)	(326,145)	(169,057)	(0.93)	(0.92)	
補助再計	261,464	134,868	282,892	146,691	0.92	0.92
住宅地基盤特定治水施設等整備	11,034	6,311	11,602	6,564	0.95	0.96
下水道関連特定治水施設整備	15,308	7,576	16,155	7,927	0.95	0.96
河川等関連公共施設整備促進	14,456	7,383	15,496	7,875	0.93	0.94
補助再々計	302,262	156,138	326,145	169,057	0.93	0.92
合 計	741,842	454,169	792,082	485,741	0.94	0.94

- (注) 1. 直轄河川都市基盤整備、直轄総合水系環境整備、総合水系環境整備事業調査費及び統合河川環境整備は都市水環境整備事業である。
2. 上段()書は、住宅地基盤特定治水施設等整備事業、下水道関連特定治水施設整備事業及び河川等関連公共施設整備促進事業を含む額である。
3. 前年度予算額は、組換え後の予算額である。

2. 河川総合開発事業

① 予算額

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A/B)	
	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費
直轄多目的ダム	< 191,043> 161,463	130,485	< 190,164> 162,054	130,557	<1.00> 1.00	1.00
直轄河川総合開発	13,343	10,097	9,190	7,016	1.45	1.44
直轄流況調整河川	< 6,600> 6,401	4,733	< 10,571> 10,125	7,661	<0.62> 0.63	0.62
水資源開発事業交付金	< 60,361> 41,911	32,116	< 61,396> 34,576	25,580	<0.98> 1.21	1.26
水資源開発事業交付金	< 68,913> 47,520	32,116	< 68,580> 38,576	25,580	<1.00> 1.23	1.26
民間借入金	< △8,552> △5,609	—	< △7,184> △4,000	—	<1.19> 1.40	—
直轄堰堤改良	< 3,379> 3,289	2,361	< 3,579> 3,490	2,476	<0.94> 0.94	0.95
直轄堰堤維持	< 56,564> 41,435	24,816	< 55,952> 40,632	24,294	<1.01> 1.02	1.02
河川総合開発事業調査	1,898	1,898	1,998	1,998	0.95	0.95
直 轄 計 (水機構民間借入金除き)	< 333,188> 269,740 < 341,740> 275,349	206,506	< 332,850> 262,065 < 340,034> 266,065	199,582	<1.00> 1.03 <1.01> 1.03	1.03
補助多目的ダム	(< 93,750>) (77,332) < 72,563> 59,533	(40,831) 31,729	(< 113,582>) (92,671) < 84,269> 68,974	(48,509) 36,445	(<0.83>) (0.83) <0.86> 0.86	(0.84) 0.87
補助治水ダム	(23,693) 17,133	(12,159) 8,843	(21,731) 20,069	(11,114) 10,245	(1.09) 0.85	(1.09) 0.86
ダム周辺環境整備	0	0	819	273	0.00	0.00
堰堤改良	6,624	2,684	7,299	3,169	0.91	0.85
堰堤修繕	0	0	1,311	437	0.00	0.00
補助率差額	—	(5,769) 4,857	—	(6,730) 5,748	—	0.84
小 計	(< 124,067>) (107,649) < 96,320> 83,290	(61,443) 48,113	(< 144,742>) (123,831) < 113,767> 98,472	(70,232) 56,317	(<0.86>) (0.87) <0.85> 0.85	(0.87) 0.85
下水道関連特定治水施設整備	< 17,950> 15,703	8,330	< 20,225> 16,165	8,652	<0.89> 0.97	0.96
河川等関連公共施設整備促進	< 9,797> 8,656	5,000	< 10,751> 9,194	5,263	<0.91> 0.94	0.95
補 助 計	< 124,067> 107,649	61,443	< 144,743> 123,831	70,232	<0.86> 0.87	0.87
合 計 (水機構民間借入金除き)	< 457,255> 377,389 < 465,807> 382,998	[265,278] 267,949 267,949	< 477,593> 385,896 < 484,777> 389,896	[267,660] 269,814 269,814	<0.96> 0.98 <0.96> 0.98	0.99

- (注) 1. 上段 () 書は、下水道関連特定治水施設整備事業及び河川等関連公共施設整備促進事業を含む額である。
2. 上段 < > 書は、利水者負担金を含む額である。
3. 独立行政法人水資源機構の民間借入金は、当該年度の用地先行取得分及びダム建設調整分に係る借入額から、過年度借入に係る償還額を差し引いたものである。
4. 水機構の事業費には本表の外に特定事業先行調整費として、平成17年度 6,993百万円がある。
5. 前年度国費の合計欄上段 [] 書は、一般会計国費である。
6. 前年度予算額は、組替え後予算額である。

② 実施予定箇所

区 分	継 続	新 規 等	計
直 轄	多目的ダム建設事業 建設工事	35事業 (利根川・ハッ場ダム等)	35事業
	実施計画調査	6事業 (子吉川・鳥海ダム等)	6事業
	河川総合開発事業 建設工事	5事業 (木曾川・横山ダム再開発等)	5事業
	実施計画調査	6事業 (天竜川・天竜川ダム再編等)	6事業
	流況調整河川事業 建設工事	2事業 (利根川・那珂川・霞ヶ浦導水等)	2事業
独 法	水資源開発事業 建設工事	8事業 (木曾川・徳山ダム等)	8事業
補 助	多目的ダム建設事業 建設工事	57事業 (和田川・広神ダム等) (他に生活貯水池 37箇所)	58事業 (他に生活貯水池 37箇所)
	実施計画調査	4事業 (齊内川・真木ダム等)	4事業
	治水ダム建設事業 建設工事	22事業 (岩井川・岩井川ダム等) (他に生活貯水池 7箇所)	22事業 (他に生活貯水池 7箇所)
	実施計画調査	6事業 (最上小国川・最上小国川ダム等)	6事業
合 計	151事業	1事業	152事業
(参考)生活貯水池を含む 実施予定事業数	195事業	1事業	196事業

※表中の箇所数は、平成15年度中止事業（中止手続き中事業を含む）のうち平成17年度に予算を計上している事業（利根川・戸倉ダム〔水資源開発機構 建設工事〕）を除いた箇所数である。

【参考：平成17年度完成予定ダム】

直 轄 ダ ム：摺上川ダム（福島県）、鬼怒川上流ダム群連携（栃木県）	計 2事業
補助多目的ダム：迫川総合開発（宮城県）、三室川ダム（岡山県）	
小山ダム（茨城県）、九谷ダム（石川県）、石井ダム（兵庫県）	計 5事業
補助治水ダム：四川ダム（広島県）	計 1事業

機関紙“治水”3月号休刊のお知らせ

機関紙“治水”3月号は、都合により休刊といたします。ご了承願います。